

コロナ禍における 韓国国内の家計負債と 個人回生・破産・免責申請の動向分析

チャン・ドンフン弁護士
(韓国破産回生弁護士会理事)

1.はじめに

各分野の専門家は、全世界を襲った新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「コロナ」という）が世界経済に多大な影響を与えたと判断しています。

ここでは、コロナ禍における世界経済の状況と動向を探ると共に、コロナが韓国に与えた影響の中でも特に、コロナと国内の家計負債、ならびに個人回生（再生を意味する、以下「回生」という）・破産・免責申請との相関関係について見ていきたいと思えます。

2. 코로나禍における世界経済の状況

① コロナの発生と転換点

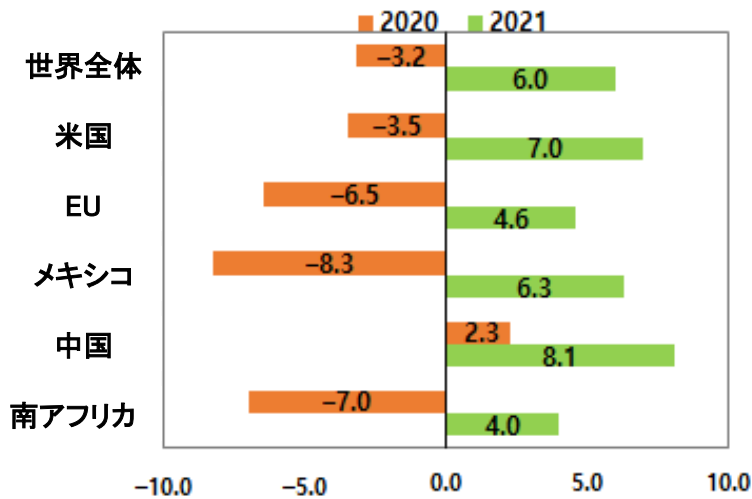
2019年11月に中国湖北省武漢市で発生し、急速に全世界に拡大した急性呼吸器感染症であるコロナ¹⁾は、パンデミック宣言後の2020年12月8日に英国において世界で初めてワクチン接種が開始され、接種率の増加に伴い新たな局面を迎えようとしています。

1) 2020年1月から本格的に中国国外への拡大が始まり、同年3月末には一部の国や地域を除いたほとんどの国、そして全ての大陸へと拡散し、おびただしい感染者数と死亡者数を記録した。世界保健機関（WHO）は2020年1月31日、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、2月28日付で新型コロナウイルスの世界的危険度を「非常に高い」に引き上げ、3月11日に新型コロナウイルスが汎流行伝染病（パンデミック）であると宣言した。

2020年10月6日、WHOは無症状感染者などの隠れたスプレッダーを考慮すると、実際の統計値の20倍以上にあたる世界人口の約10%（約7億6000万人）が新型コロナウイルスに感染したと推定されることを明らかにした（以上、ウィキペディア参照）。

② 코로나禍における世界経済

IMFは、2020年および2021年の世界経済成長率の見通しを、以下のように発表しました〔資料：IMF参照、韓国金融研究院（シン・ヨンサン選任研究委員）〕。



[世界経済成長率の見通し]

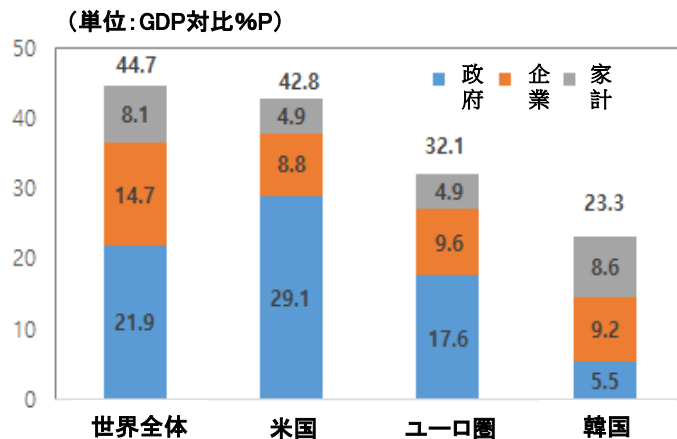
2020年の世界経済は、2019年末に始まったコロナの影響で、経済成長率が沈滞したことを左のIMFの資料が示しています。

それから各国の類を見ない共同対応を通じ、通常は10年かかるワクチンの適用期間が大幅に短縮されたことで、コロナ発生から約1年後の2020年末にワクチンの普及がスタートし、IMFは2021年に世界経済が約6%成長し、急速に持ち直すとの見通しを立てています。もちろん、国別の経済成長率は各国の財政政策や通貨政策の積極性などによって違うでしょうが、全般的な方向性は世界経済成長率に類似するといえるでしょう。

また、コロナによる世界各国の財政支出、通貨政策のため市場の流動性が拡大し、資産価格も急騰している状況です。

③2019年末比2020年末の世界各国における非金融負債（政府・企業・家計）の推移

下の表は、2019年末比2020年末の各国における非金融部門総負債の増加規模を表したものです [資料：BIS 参照、韓国金融研究院（シン・ヨンサン選任研究委員）]。



[非金融部門総負債の増加規模]

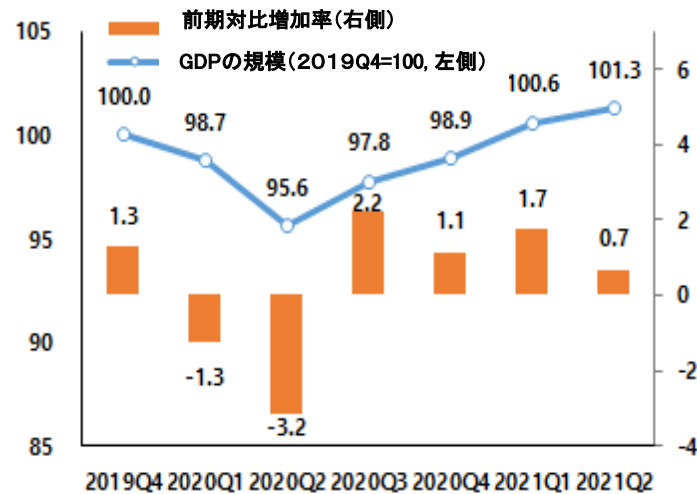
特に家計負債においては、全世界でGDP対比14.7%p、米国で8.8%p、ユーロ圏で9.6%p増加し、韓国では9.2%p増加しました。

1年の間に、全世界における総負債（非金融部門の政府・企業・家計負債）が44.7%p急増したことがわかります。これは、世界的なコロナへの対応の過程における財政・通貨政策の結果だといえるでしょう。

3. 韓国の経済状況と家計負債の推移

① 韓国の実質GDPの推移および経済成長率

下の韓国銀行の資料は、韓国の実質GDPの推移を示したものです [資料：韓国銀行参照、韓国金融研究院（シン・ヨンサン選任研究委員）]。

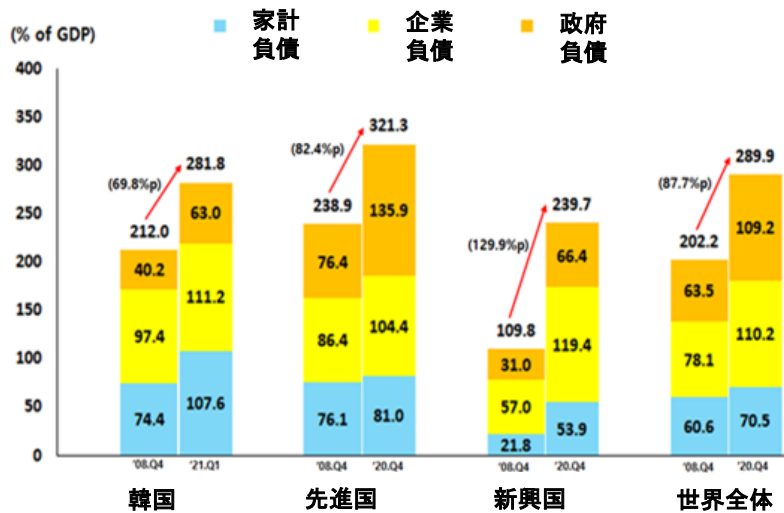


[韓国の実質GDPの推移]

上の資料から、韓国の実質GDPが2020年第1四半期から第2四半期にかけて減少し、2020年第3四半期以降は増加していることがわかります。2021年第1四半期からはコロナが発生した2019年第4四半期の実質GDPより増加しており、韓国経済は2022年には正常な成長経路に復帰することが予想されます。

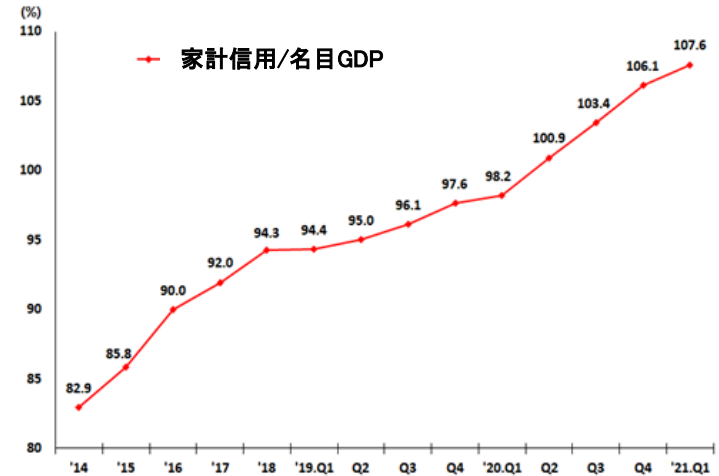
②韓国における家計負債の推移

下の表は、対名目GDP比総負債の比重を主要国別に比較したものと、韓国における対名目GDP比家計負債比率の推移を表したものです。



[主要国における対名目GDP比総負債比重の比較]

資料：BIS比較基準、韓国金融研究院
家計負債＝家計負債＋非営利団体負債

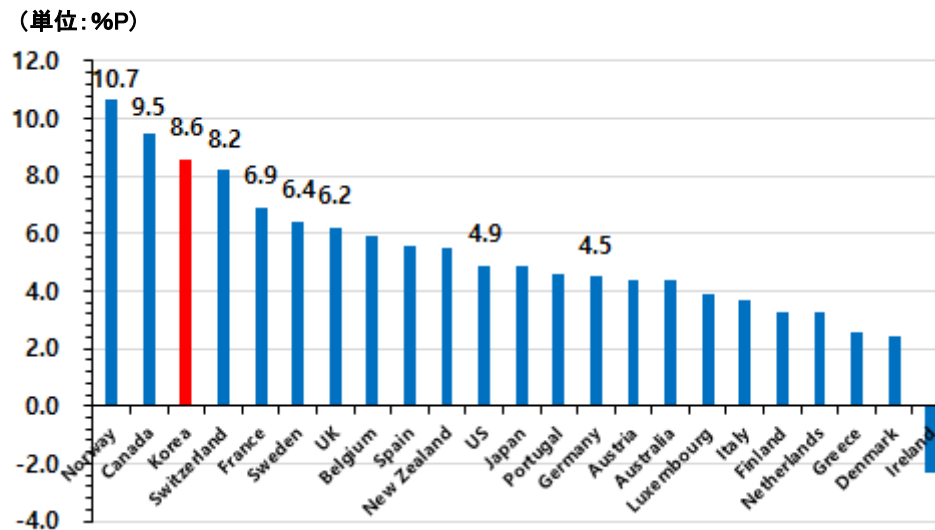


[韓国における対名目GDP比家計負債比率の推移]

資料：韓国銀行
家計信用＝家計負債＋非営利団体負債

韓国における2021年第1四半期の対名目GDP比総負債（政府負債＋民間負債）は281.8%と、全世界の平均値に近い結果でした（先進国321.3%、新興国239.7%、全世界平均289.9%）。

一方、2021年第1四半期の韓国における家計負債は対名目GDP比107.6%と、先進国（81.0%）、新興国（53.9%）、全世界平均（70.5%）に比べてかなり高く、増加速度も世界的に最も高い水準となっています。

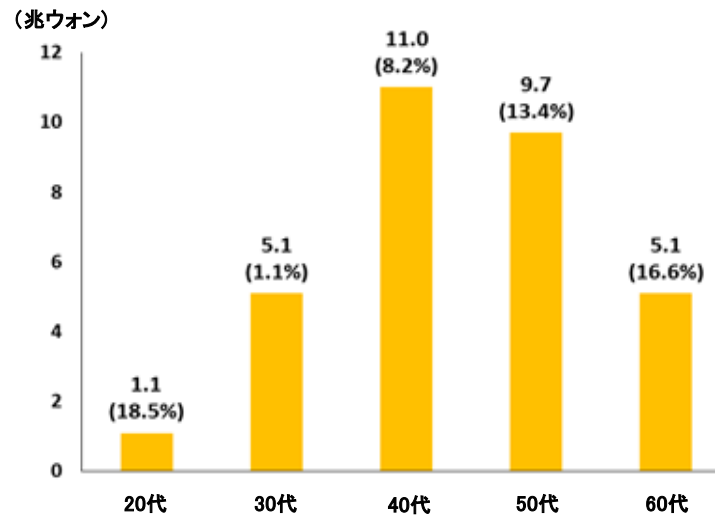


[対GDP比家計負債比重上昇幅の国際比較（2020年末時点、前年末比）]
資料：BIS参照、韓国金融研究院

2021年第2四半期末時点における韓国の家計信用（＝家計貸出＋販売信用）は約1800兆ウォンと、史上最高値を記録しています。また、上の表が示す通り、2020年末時点における韓国の対名目GDP比家計負債比重の上昇幅は、先進国20ヶ国中上位に入っています（国際決済銀行 [BIS] 基準）。このように、社会保障が発達している先進国と比較すると、韓国は危険な状況に置かれていることがわかります。

③年代別負債比較－カードローン

下の表は、韓国における年代別カードローン増加額の分布を表したものです。

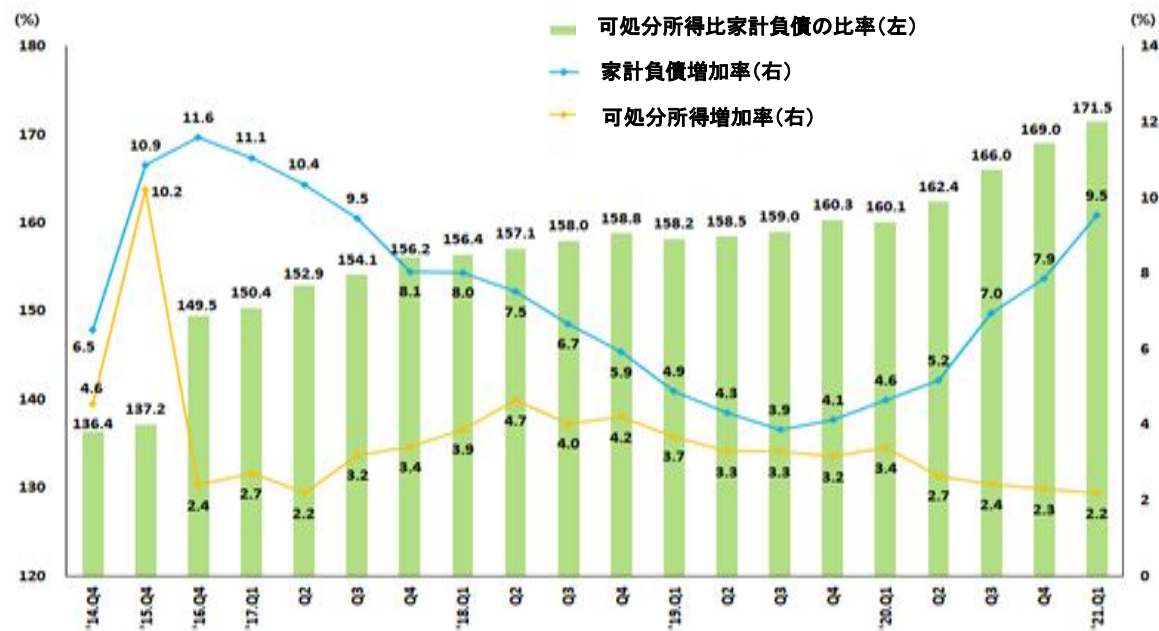


[年代別カードローン増加額比較－
資料：金融監督院、專業カード会社8社基準]
() 内は2019年末比2020年末の増加率

30代以下を中心に、金融圏に対する負債を代替するカードローンが急増したことがわかります。よって、30代以下における負債返済の課題は、今後問題になる可能性が高いといえます。

④可処分所得比家計負債比率の推移

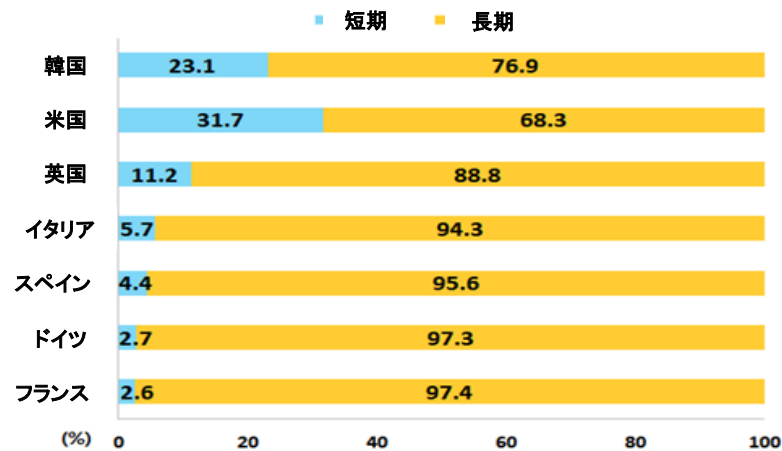
特に問題なのは、可処分所得比家計負債の比率が急増している点です。結局、債務負担により個人の不渡り率が増加することが予想されます。



[可処分所得比家計負債比率の推移－資料：韓国銀行参照、韓国金融研究院]

上の表から、家計負債の増加率は持続的に上昇しているのに対し、可処分所得の増加率は減少し、可処分所得比家計負債の比率の上昇幅が拡大していることがわかります。

一方で、韓国の家計負債は先進国に比べて1年未満の短期負債の比重が高く、金利変動リスクに弱いという研究結果もあります（韓国金融研究院）。



[主要国における家計負債の長・短期構成比—
資料：OECD統計、韓国金融研究院、2020年末時点]

4. 韓国における個人回生・破産・免責申請の推移

①韓国における家計負債の傾向

韓国金融研究院は、「全般的な負債の質（低所得、低信用貸付、非銀行系信用貸付、変動金利型貸付、脆弱業種借主貸付に対する高金利貸出）が悪化する中、今後貸出金利の上昇や中小企業・小商工人の元利金返済の猶予措置終了などから、自営業者・多重債務者・脆弱借主を中心に貸出の不良化が顕在化する可能性」を指摘しています。

これは個人回生および破産へとつながる危険性を内包しているものの、以下に示す通り、現段階ではコロナによる有意味な変化は見られていません。

これについて韓国金融研究院は、「現段階で家計負債の延滞率は低い水準を保っており、指標上の家計負債の健全性は良好な状態」であるとしています。

| 区分 | '18末 | '19末 | '20.1Q | '20.2Q | '20.3Q | '20.4Q | '21.1Q |
|-------|------|------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| 全金融業圈 | 0.69 | 0.69 | 0.75 | 0.70 | 0.65 | 0.55 | <u>0.54</u> |
| 銀行圈 | 0.26 | 0.26 | 0.27 | 0.25 | 0.22 | 0.20 | <u>0.18</u> |
| 第2金融圈 | 1.56 | 1.64 | 1.83 | 1.75 | 1.64 | 1.37 | <u>1.39</u> |

[金融業圈別家計貸出延滞率の推移－資料：金融監督院]

また、「超低金利の持続や元利金の返済猶予などの金融支援措置によって、自営業者・小商工人の家計負債の不良化が繰り延べられ、家計負債の絶対的な規模が持続的に増加すると共に延滞率の分母も絶対的に大きくなること、結果として数値上低い延滞率の要因として作用」しているとの説明がなされていますが、延滞の規模そのものが絶対的に拡大した特性を勘案すると、繰り延べられた不良化が今後現実化する懸念は高く、そうなった場合、急激な家計破綻が予測されます。

②韓国における個人回生・免責の現況分析（以下資料：法院行政処）

1) 個人回生の申請に対する個人回生開始決定件数

| 個人回生 申請 年度 | 個人回生 申請 件数 | 個人回生開始決定件数 | | | | | |
|------------------|------------------|------------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| | | 合計 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 (3月まで) |
| 2017 | 81,592 | 68,539 | 42,019 | 25,931 | 568 | 19 | 2 |
| 2018 | 91,215 | 77,883 | | 44,936 | 31,956 | 978 | 13 |
| 2019 | 92,587 | 79,470 | | | 48,031 | 30,847 | 592 |
| 2020 | 86,553 | 64,629 | | | | 46,324 | 18,305 |
| 2021 (3月まで) | 19,722 | 3,298 | | | | | 3,298 |

2017年の個人回生申請件数は81,592件でしたが、当該年度の開始決定件数は42,019件と最も多く、翌年の2018年には25,951件、2019年には19件と、徐々に減少しています。2018年、2019年も同様に回生申請の当該年度における開始決定件数が最も多かった一方で、2020年には申請件数が86,553件であったのに対し当該年度の開始決定件数が46,324件と、申請の当該年度に開始決定がなされた比率が他の年度と比べて増加していますが、これはコロナの経済に対する悪影響を減らすための裁判所による措置の一環だと思われます。

2) 各年度別・個人回生申請後、返済計画の認可または棄却決定までの平均所要年数

| 各地方裁判所 | 個人回生申請年度別・返済計画認可/棄却決定までの平均所要年数 | | | |
|---------|--------------------------------|-------|-------|-------|
| | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
| ソウル回生 | 8.33 | 7.37 | 6.67 | 5.87 |
| 議政府 | 8.95 | 8.99 | 9.16 | 7.91 |
| 仁川 | 14.13 | 10.31 | 8.72 | 7.55 |
| 水原 | 11.46 | 9.98 | 9.59 | 6.81 |
| 春川 | 8.78 | 8.25 | 9.67 | 7.34 |
| 春川 江陵支院 | 10.62 | 11.27 | 10.11 | 9.02 |
| 大田 | 8.11 | 7.99 | 6.71 | 5.91 |
| 清州 | 9.88 | 10.68 | 10.65 | 9.59 |
| 大邱 | 7.01 | 7.29 | 8.26 | 7.33 |
| 釜山 | 12.83 | 12.87 | 14.63 | 10.65 |
| 蔚山 | 12.00 | 15.18 | 14.49 | 10.17 |
| 昌原 | 9.15 | 7.45 | 7.61 | 8.03 |
| 光州 | 6.96 | 8.21 | 8.00 | 6.77 |
| 全州 | 11.21 | 9.30 | 8.03 | 6.76 |
| 済州 | 8.25 | 8.30 | 10.05 | 8.71 |

個人回生申請後に返済計画の認可または棄却が決定するまでの平均所要年数は、ソウル回生裁判所で2017年には8.33年、2018年には7.37年、2019年には6.67年、2020年には5.87年と徐々に減少しており、全国の裁判所においても減少しています。

3) 個人回生申請承認後、返済計画認可前（回生開始決定後～返済計画認可決定前）に個人回生手続きが廃止された件数

| 個人回生開始年度 | (返済計画認可決定前) 廃止年度 | | | | | |
|------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| | 合計 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年(3月まで) |
| 2017 | 9,267 | 5,469 | 3,567 | 204 | 24 | 3 |
| 2018 | 9,702 | | 6,221 | 3,358 | 112 | 11 |
| 2019 | 9,638 | | | 6,391 | 3,197 | 50 |
| 2020 | 8,236 | | | | 6,253 | 1,983 |
| 2021(3月まで) | 608 | | | | | 608 |

開始年度が2020年の場合、個人回生申請の承認後、返済計画が認可される前（回生開始決定後～返済計画認可決定前）に個人回生手続きが廃止された総件数は8,236件ですが、そのうち2020年に廃止された件数は6,253件と、2017年度の9,267件中2017年の廃止件数が5,469件、2018年度の9,702件中2018年の廃止件数が6,221件、2019年度の9,638件中2019年の廃止件数が6,391件であるのに対し、当該年度に廃止された比率が高いことがわかります。これはおそらく、コロナのために返済計画そのものが難しくなったケースが多かったためだと推測されます。

4) 返済計画が認可された個人回生債務者の返済不履行により、返済計画認可が廃止された件数およびその主要時期

| 個人回生開始年度 | (返済計画認可後) 廃止年度 | | | | | |
|------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| | 合計 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年(3月まで) |
| 2017 | 12,643 | 411 | 4,221 | 5,226 | 2,402 | 383 |
| 2018 | 9,063 | | 396 | 3,906 | 4,083 | 678 |
| 2019 | 5,831 | | | 557 | 3,890 | 1,384 |
| 2020 | 1,019 | | | | 404 | 615 |
| 2021(3月まで) | 515 | | | | | 515 |

返済計画が認可された個人回生債務者の返済不履行により、返済計画認可が廃止された件数は、2017年12,643件、2018年9,063件、2019年5,831件、2020年1,019件、2021年3月時点515件と、コロナとの有意味な相関関係は見出せません。一方、全体的な傾向として回生開始の当該年度における廃止率は約3~4%から9%程度、個人回生開始年度の2年後までに廃止される比率が急激に増加していますが、2020年（コロナ期間）には当該年度から約40%廃止されたのが大きな違いといえるでしょう。

5) 個人回生特別免責の申請および決定の現況

| 特別免責可否決定年度 | 各地方裁判所 | 特別免責の申請に対する免責可否決定 | | 特別免責職権決定件数 |
|------------|---------|-------------------|---------|------------|
| | | 免責許可件数 | 免責不許可件数 | |
| 2017 | ソウル回生 | 1 | 0 | 17 |
| | 議政府 | 1 | 0 | 0 |
| | 仁川 | 0 | 0 | 0 |
| | 水原 | 4 | 1 | 4 |
| | 春川 | 0 | 0 | 0 |
| | 春川 江陵支院 | 0 | 0 | 0 |
| | 大田 | 0 | 0 | 2 |
| | 清州 | 0 | 0 | 2 |
| | 大邱 | 4 | 0 | 8 |
| | 釜山 | 0 | 0 | 5 |
| | 蔚山 | 0 | 0 | 0 |
| | 昌原 | 0 | 0 | 3 |
| | 光州 | 0 | 0 | 3 |
| | 全州 | 1 | 0 | 2 |
| | 濟州 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 11 | 1 | 46 |
| | 2018 | ソウル回生 | 2 | 1 |
| 議政府 | | 2 | 0 | 5 |
| 仁川 | | 0 | 0 | 3 |
| 水原 | | 3 | 0 | 5 |
| 春川 | | 1 | 0 | 1 |
| 春川 江陵支院 | | 0 | 0 | 0 |
| 大田 | | 5 | 1 | 4 |
| 清州 | | 0 | 0 | 1 |
| 大邱 | | 2 | 0 | 13 |
| 釜山 | | 3 | 0 | 3 |
| 蔚山 | | 0 | 0 | 1 |
| 昌原 | | 1 | 0 | 4 |
| 光州 | | 0 | 0 | 0 |
| 全州 | | 0 | 0 | 0 |
| 濟州 | | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 19 | 2 | 56 |

| | | | | |
|---------|-----------------|-------|----|-------|
| 2019 | ソウル回生 | 19 | 3 | 17 |
| | 議政府 | 1 | 0 | 1 |
| | 仁川 | 1 | 0 | 4 |
| | 水原 | 11 | 0 | 5 |
| | 春川 | 3 | 0 | 4 |
| | 春川 江陵支院 | 0 | 0 | 0 |
| | 大田 | 2 | 0 | 5 |
| | 清州 | 1 | 1 | 0 |
| | 大邱 | 2 | 0 | 7 |
| | 釜山 | 1 | 2 | 1 |
| | 蔚山 | 2 | 0 | 1 |
| | 昌原 | 4 | 0 | 2 |
| | 光州 | 0 | 0 | 8 |
| | 全州 | 2 | 0 | 2 |
| | 濟州 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 49 | 6 | 57 |
| | 2020 (コロナ期間) | ソウル回生 | 47 | 0 |
| 議政府 | | 4 | 0 | 15 |
| 仁川 | | 0 | 0 | 13 |
| 水原 | | 8 | 0 | 30 |
| 春川 | | 8 | 0 | 14 |
| 春川 江陵支院 | | 1 | 0 | 1 |
| 大田 | | 5 | 1 | 14 |
| 清州 | | 2 | 0 | 4 |
| 大邱 | | 7 | 0 | 15 |
| 釜山 | | 3 | 1 | 130 |
| 蔚山 | | 4 | 0 | 6 |
| 昌原 | | 1 | 0 | 3 |
| 光州 | | 1 | 0 | 5 |
| 全州 | | 3 | 0 | 5 |
| 濟州 | | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 94 | 2 | 1,646 |

5) 個人回生特別免責の申請および決定の現況

| | | | | |
|----------------|---------|----|----|----|
| 2021 (3月まで) | ソウル回生 | 17 | 0 | 54 |
| | 議政府 | 0 | 1 | 2 |
| | 仁川 | 2 | 0 | 1 |
| | 水原 | 13 | 0 | 1 |
| | 春川 | 4 | 0 | 0 |
| | 春川 江陵支院 | 0 | 0 | 0 |
| | 大田 | 1 | 1 | 1 |
| | 清州 | 1 | 0 | 1 |
| | 大邱 | 3 | 0 | 3 |
| | 釜山 | 2 | 0 | 17 |
| | 蔚山 | 1 | 0 | 0 |
| | 昌原 | 0 | 0 | 1 |
| | 光州 | 0 | 0 | 0 |
| | 全州 | 1 | 0 | 2 |
| | 済州 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 45 | 2 | 83 | |

2017年からの過去5年間における全国の裁判所の個人破産・個人回生・免責の申請受付件数は、全体的に増加しています。

中でも、要件が非常に厳しい特別免責²⁾の許可件数が、2020年以降大幅に増加しています。

ソウル回生法院と全国の地方裁判所の統計によると、特別免責申請の許可件数および特別免責職権決定件数は、ソウル中央地方法院を基準に2014年11件、2015年13件、2016年13件に過ぎず、2017年3月にソウル中央地方法院破産部が拡大・改編されソウル回生法院が発足してからも、2017年18件、2018年18件、2019年36件程度に過ぎませんでした。が、2020年には1,438件、2021年3月時点71件と、2020年から特別免責決定件数が急増しています（全国の合計においても、2017年57件、2018年75件、2019年106件から、2020年1,740件、2021年3月時点128件と、2020年から急増していることがわかります）。

2) 特別免責とは、個人回生手続きを踏んだ債務者が返済計画の履行中に事情変更により返済の継続が困難となった場合、これを個人回生手続きの中で解決することもできるよう設けられた制度です。特別免責制度を規定する債務者回生および破産に関する法律第624条によると、裁判所は債務者が返済計画に沿って返済を完了できない場合においても、△債務者の責に帰さない事由により返済が完了できなかった △免責決定日までに個人回生債権者に返済された金額が、債務者が破産手続きを申請した場合、破産手続きにより配当される金額以上である △返済計画の変更が不可能であるなど、3つの要件が満たされた場合、利害関係者の意見を聞いた上で免責決定が行えることになっています。

近年、特別免責決定件数が急増した理由としては、2020年7月にソウル回生法院において、特別免責の活性化を目的とした準則が改定されたこともあるでしょうが、コロナ禍により返済金の納付が困難になるほど経済事情が悪化したことも一因であるといえるでしょう。

このように手に負えない債務を抱え、個人回生が認可された債務者もコロナなどの事情変更により返済計画を遂行できないケースが増加しているため、最初から個人破産・回生の申請に至るまで債務が増えることのないよう、個人債務の程度を事前に管理することが何より重要だといえます。

③ 個人破産・免責の現況分析

1) 個人破産申請に対する破産宣告の決定件数

| 個人破産申請 年度 | 個人破産申請 件数 | 個人破産宣告件数 (カッコ内は免責決定件数) | | | | | |
|----------------|--------------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| | | 合計 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 (3月まで) |
| 2017 | 44,244 | 41,696 (38,111) | 27,674 (13,853) | 13,785 (20,488) | 227 (3,095) | 10 (586) | 0 (89) |
| 2018 | 43,402 | 41,024 (36,427) | | 25,907 (12,240) | 14,574 (20,265) | 540 (3,621) | 3 (301) |
| 2019 | 45,641 | 42,987 (36,373) | | | 23,985 (11,373) | 18,611 (22,631) | 391 (2,369) |
| 2020 | 50,379 | 37,855 (20,752) | | | | 25,251 (11,185) | 12,604 (9,567) |
| 2021 (3月まで) | 12,055 | 1,637 (38) | | | | | 1,637 (38) |

2017年の個人破産申請件数は44,244件でしたが、当該年度の破産宣告件数は27,674件と最も多く、翌年の2018年には13,785件、2019年には227件と徐々に減少しています。2018年、2019年も同様に破産申請の当該年度における破産宣告件数が最も多かったのに対し、2020年には申請件数が50,379件と目立って増加しましたが、これはコロナによる影響だと見られます。

一方、2017年の個人破産免責決定件数は13,853件、2018年は12,240件、2019年は11,373件、2020年は11,185件と、大きな変化は見られませんでした。

2) 個人破産申請から破産宣告決定（認可または棄却）までの平均所要年数

| 各地方裁判所 | 個人破産申請年度別・破産宣告/棄却決定までの平均所要年数 | | | |
|---------|------------------------------|-------|-------|-------|
| | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
| ソウル回生 | 2.89 | 2.70 | 2.53 | 2.53 |
| 議政府 | 6.24 | 4.17 | 3.62 | 3.82 |
| 仁川 | 4.38 | 5.45 | 7.49 | 6.11 |
| 水原 | 5.04 | 6.09 | 8.36 | 7.16 |
| 春川 | 2.82 | 1.77 | 1.89 | 3.57 |
| 春川 江陵支院 | 4.52 | 5.35 | 3.89 | 2.94 |
| 大田 | 3.22 | 4.33 | 6.30 | 7.62 |
| 清州 | 3.26 | 3.48 | 2.36 | 2.00 |
| 大邱 | 6.87 | 5.91 | 8.60 | 7.49 |
| 釜山 | 5.56 | 11.88 | 13.20 | 8.61 |
| 蔚山 | 3.36 | 5.85 | 6.31 | 5.50 |
| 昌原 | 1.85 | 1.66 | 1.65 | 4.11 |
| 光州 | 3.29 | 2.69 | 2.16 | 2.29 |
| 全州 | 5.89 | 3.57 | 2.97 | 3.80 |
| 済州 | 3.53 | 3.59 | 4.83 | 5.65 |

個人破産申請から破産宣告決定（認可または棄却）までの平均所要年数は、ソウル回生法院の場合、2017年には2.89年、2018年には2.70年、2019年には2.53年、2020年には2.53年と、全体的に減少傾向にあります。増加または減少の傾向が見られない裁判所もあることがわかります。

3) 免責申請から免責宣告決定（認可または棄却）までの平均所要年数

| 各地方裁判所 | 免責申請年度別・免責決定/棄却までの平均所要年数 | | | |
|---------|--------------------------|-------|-------|-------|
| | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
| ソウル回生 | 8.58 | 7.98 | 7.01 | 5.61 |
| 議政府 | 13.35 | 10.94 | 9.84 | 7.89 |
| 仁川 | 10.51 | 11.81 | 12.26 | 8.69 |
| 水原 | 11.86 | 11.68 | 12.12 | 9.37 |
| 春川 | 8.20 | 7.17 | 5.95 | 7.00 |
| 春川 江陵支院 | 11.84 | 14.37 | 9.99 | 7.11 |
| 大田 | 6.38 | 7.91 | 9.38 | 8.92 |
| 清州 | 7.42 | 7.75 | 6.10 | 4.74 |
| 大邱 | 10.33 | 9.82 | 11.98 | 9.38 |
| 釜山 | 9.19 | 15.31 | 15.31 | 8.05 |
| 蔚山 | 8.39 | 11.32 | 10.27 | 8.94 |
| 昌原 | 4.46 | 4.63 | 4.52 | 5.98 |
| 光州 | 9.31 | 9.03 | 7.92 | 6.26 |
| 全州 | 9.86 | 7.62 | 6.45 | 5.82 |
| 済州 | 8.82 | 9.54 | 10.55 | 9.32 |

個人破産の免責申請から免責宣告決定（認可または棄却）までの平均所要年数は、ソウル回生法院の場合、2017年には8.58年、2018年には7.98年、2019年には7.01年、2020年には5.61年と減少傾向にあり、全国の裁判所においても全体的に減少傾向が見られます。

5. おわりに

2017年からの5年間で、全国の裁判所における個人破産・個人回生・免責の申請受付件数は、全体的に増加傾向を見せています。

前述した通り、コロナ禍における個人回生・破産の申請件数が、コロナ直前の年度と比較して大差ない理由として、韓国金融研究院は「超低金利の持続や元利金の返済猶予などの金融支援措置によって、自営業者・小商工人の家計負債の不良化が繰り延べられ、家計負債の絶対的な規模が持続的に増加すると共に延滞率の分母も絶対的に大きくなるのが、結果として数値上低い延滞率の要因として作用」していると説明しています。

よって、コロナが収まり政府が金利の引き上げや規制を行った場合、今後家計負債の不良化が現実化する懸念が高く、政府の政策によって一時的に繰り延べられた不良化が本格的に現実化した場合、結果として個人回生・破産の申請が急激に増えることが予測されます。

特に最近はや青年層によるカードローン貸出が急激に増加しているため、30代以下における負債返済の課題が今後問題となる可能性が高く、これが青年層の個人回生・破産申請の増加につながる可能性は最も懸念される点の一つです。

さらに注目すべき点として、要件が非常に厳しい特別免責の許可件数が、2020年から大幅に増加していることが挙げられます。これについては2020年7月に、ソウル回生法院において特別免責の活性化を目的とした準則が改定されたこともあるでしょうが、コロナ禍により個人破産・回生の返済が困難になるほど経済事情が悪化したことも原因の一つであるといえるでしょう。それだけ、家計事情は厳しい状況に陥っています。

ネットフリックスを通して全世界で配信中のドラマ『イカゲーム』では、数億ウォンから数十億ウォンの借金を作り、窮地に追い込まれた参加者たちが456億ウォンの賞金がかかったサバイバルゲームで最後の勝者になるため、命を懸けて極限のゲームに挑んでいます。

このような現象についてソウル回生法院長（ソ・ギョンファン）は、「もし『イカゲーム』の参加者たちが回生法院を利用していたなら、あれだけの人は集まらなかったでしょう。ゲームをしなくても、ほとんどの参加者が再起できたはず」とし、回生・破産制度の重要性を改めて強調しました（2021年10月8日、「ニュース1」のインタビューにおいて）。

しかし、回生・破産制度はあくまでも事後的な手段に過ぎず、根本的な解決策にはなりえないため、政府は事前に貸出を規制し、予測可能な家計負債の危険を最小化できるよう最善を尽くすべきでしょう。

チャン・ドンフン弁護士
(韓国破産回生弁護士会理事)

コロナ禍における韓国国内の家計負債と
個人回生・破産・免責申請の動向分析